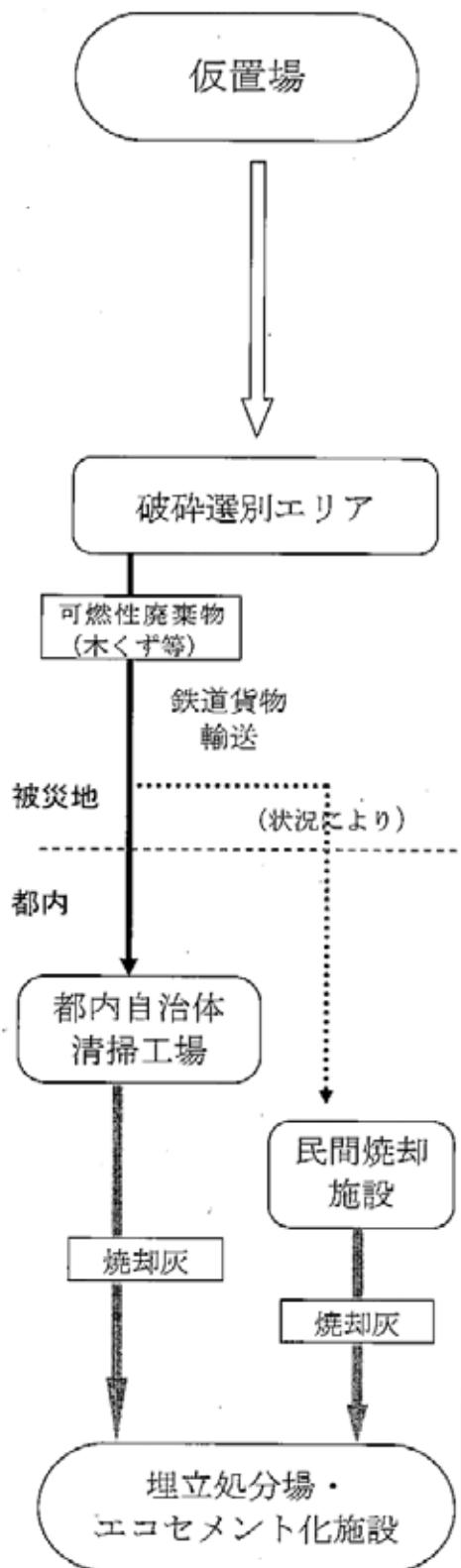


災害廃棄物の受入処理にあたっての環境対策（宮城県女川町）



○事前の性状把握

- ① 海水（塩分）による災害廃棄物の焼却時のダイオキシン、塩化水素の発生は、通常ごみの焼却時と差異はない（廃棄物資源循環学会 8月2日報告）
 - ・被災地の焼却施設における排ガスのダイオキシン類測定結果 $0.00088 \text{ ng-TEQ/m}^3 \leq 0.1$
- ② 放射能
 - ・災害廃棄物の放射性物質濃度測定 $133 \text{ Bq/kg } (^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs})$
 - ・被災地の焼却施設における放射性物質濃度測定 焼却灰： $2,300 \text{ Bq/kg}$

○搬出時の対策

環境整備公社（常駐）による受入監視

- (1) 仮置場から破碎選別エリアに移動した時
 - ① アスベスト等の有害物質、危険物を除去
 - ② 作業時間の1時間ごとに空間線量率を測定
- (2) 搬出時
 - ① コンテナごとに遮蔽線量率*を測定
 - ② 定期的に放射性物質濃度を測定（月1回）

○運搬方法

気密性の高い鉄道コンテナで運搬

○民間焼却施設を活用する場合の要件

- ① 産業廃棄物処分業の許可業者
- ② 処理能力 100 t/day 以上
- ③ バグフィルター及び湿式排ガス処理装置又は活性炭等吹込装置あり
- ④ 処分業者名は選定前に区市町村に情報提供、選定時に公表

○放射能測定

- ① 都内自治体清掃工場
 - ・自区域内の廃棄物処理に必要なモニタリングとして実施する放射能測定にて確認
- ② 民間焼却施設を活用する場合
 - 敷地境界の空間線量率を測定（週1回）
 - 焼却灰、排ガスの放射性物質濃度を測定（月1回）

* 遮蔽線量率 ($\mu \text{Sv/h}$)：廃棄物を鉛の箱体に入れて放射線を遮蔽し、廃棄物自体からの放射線量率を測定するもの。